

### Ⅲ

## 結核の広がりを防ぐために

### 1 周囲の人に結核が感染することはありますか？

**せきやたんの中に菌が出ていると、感染を広げている可能性がります。**

結核は、インフルエンザのように短期間に次々と感染が広がっていく病気ではありません。しかし、結核菌がせきやたんとともに、体の外に出るようになると、同居家族、接触時間の長い友人や職場の同僚などに、感染が起こる可能性があります。

あなたの結核も、他の人から感染を受けたことが考えられます。

特に乳幼児が結核を発病すると、重症の結核性髄膜炎や、粟粒結核などになりやすく、重症化予防のために生後一歳に至るまでのBCG接種が勧められています。

また、若い人たちは、結核菌にさらされる経験が少なく、結核に対する免疫がないため、様々なストレスにより免疫が低下した状態では、感染が起こりやすいといわれています。

適切な治療を始めれば、たんの中の菌は速やかに減ります。すでに治療を始められているのであれば、周りの人に感染させる危険性は少ないので、過剰に心配する必要はありません。

病状や周囲の人の年齢、接触の程度などによって感染の危険性は変わりますので、保健所では感染の危険の高い方から状況に応じて接触者健診を実施しています。この健診の費用はかかりません。

## 2 接触者健診は、なぜ必要なのでしょう？

周囲の人たちの健診は、あなたと那些人たちの健康を守るために必要です。

なぜなら・・・

- ① 周囲のだれかが、結核の発病に気づかずに、あなたやまわりの人に感染させているかもしれないからです。
- ② また、あなたの身近な人があなたから感染しているかもしれないからです。

結核を発症した方が治療を受けず、咳や痰から結核菌が出ると、まわりの多くの方に感染させてしまうことになります。

感染した方の発病は、最初の患者さんが見つかったから数年後にまで及ぶこともあります。今、症状がないからといって、感染の心配がないとはいえません。

そのため、病状や周囲の状況を詳しく調べ、適切な健診を行うことは、感染がひろがることを防ぎ、症状が軽いうちに治療を行うためにとても大切なことです。



## 保健所では、あなたの病気の経過や御家族、 日常の友人関係、職場の状況を伺います。

これは、接触者健診の必要な人や実施方法、健診時期を決めるためであり、周囲の人が結核に感染している場合に、早期に発見し治療するためです。お伺いした内容は、健診以外の目的には使いません。

保健所の調査や健診に御協力くださいますようお願いいたします。

### こんなことをお聞きします。

- \* 周囲にせきをしている人はいましたか？
- \* あなたのせきはいつごろからありましたか？
- \* せきやたんなどの症状が出始めてから、一緒に旅行したり、寝泊まりした人はいませんか？
- \* 毎日の生活で接する機会の多い人はだれですか？

家族 友人 同僚 同級生  
クラブの仲間 アルバイトの仲間



### 3 接触者健診ではどのような検査を行いますか？

接触者健診は、患者さんの病状、健診を受ける方の年齢や健康状態と、各検査の特性を考えて、検査内容や時期を検討し、実施します。

#### 1) ツベルクリン反応検査

ツベルクリン液を注射し、48 時間後に発赤等反応の大きさを測ります。

結核の感染を調べる検査です。

原則として6歳未満の未就学児に行います。

BCG接種をしていると反応が大きくなることもあります。

感染後、約8週間は検査しても感染が検査結果に現れない期間があります。

BCG接種をしておらず結核を発病すると重症化のおそれのある乳児等は、この検査が陰性でも、潜在性結核感染症の治療（次ページ参照）を開始することがあります。

#### 2) IGRA検査（QFT検査、T-SPOT検査）

採血をして、その血液から結核の感染を調べる検査です。

6歳未満の未就学児にはツベルクリン反応検査と合わせて実施することもあります。BCG接種の影響を受けることなく検査ができます。

免疫が低下していると結果がはっきり出ないことがあります。

感染後、約8週間は検査しても感染が検査結果に現れない期間があります。

#### 3) 胸部X線検査

胸のX線写真をとり、結核を発病していないか調べる検査です。

IGRA検査を行わない方は、はじめからこの検査を行います。

## 4 結核の感染（潜在性結核感染症）がわかったら。

潜在性結核感染症とは、結核菌に感染していますが、結核の症状はなく、今後、発病するおそれがある状態です。発病を抑えるために、原則としてイソニアジド（INH）を最低6か月間服用します。

この内服についても医療費公費負担の対象になります。

服薬中、特別な生活の制限はありません。

しかし、結核は過労や強いストレスを感じる生活が続いたり、糖尿病などがあり、免疫力が低下している時に発病しやすくなります。

また、発病を抑えるための内服も、不規則になったり中断してしまうと、発病を抑えられなかったり、薬が効かない菌（薬剤耐性菌）を作ってしまう。

感染した結核菌が耐性菌である場合は、必要に応じて服薬内容も変更されます。薬は最後まで欠かさずに飲みましょう。



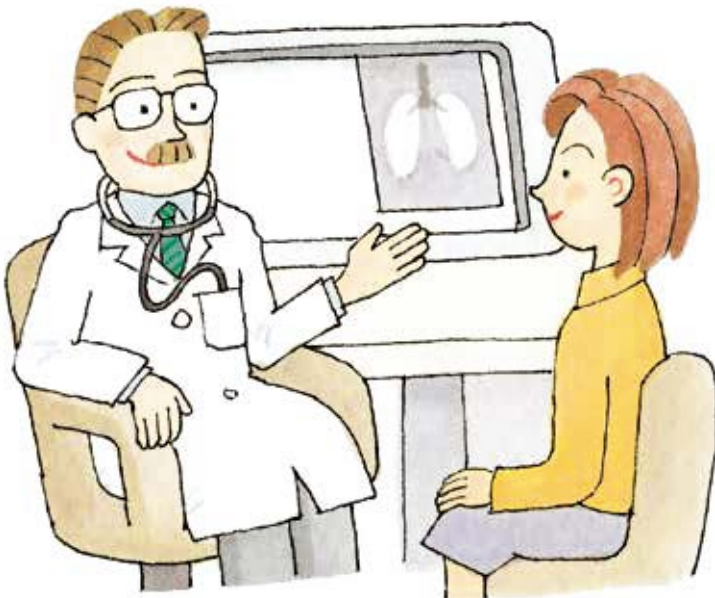
## 服薬終了後について

結核は治療が終わったあと、再発することがあり、再発率は2～5%といわれています。そのため、症状や治療経過により治療終了後約2年間は経過観察期間を設けています。

この期間には、保健所から健診のお知らせをしますので、住所の変更をされた時は、保健所へお知らせ下さい。

もし、治療終了後、せき、たん、発熱、体のだるさ、食欲低下などの症状が続く時は、早期に受診し、治療内容などを医師に伝えてください。

それは、あなたの健康を守るための重要な情報になります。



# IV

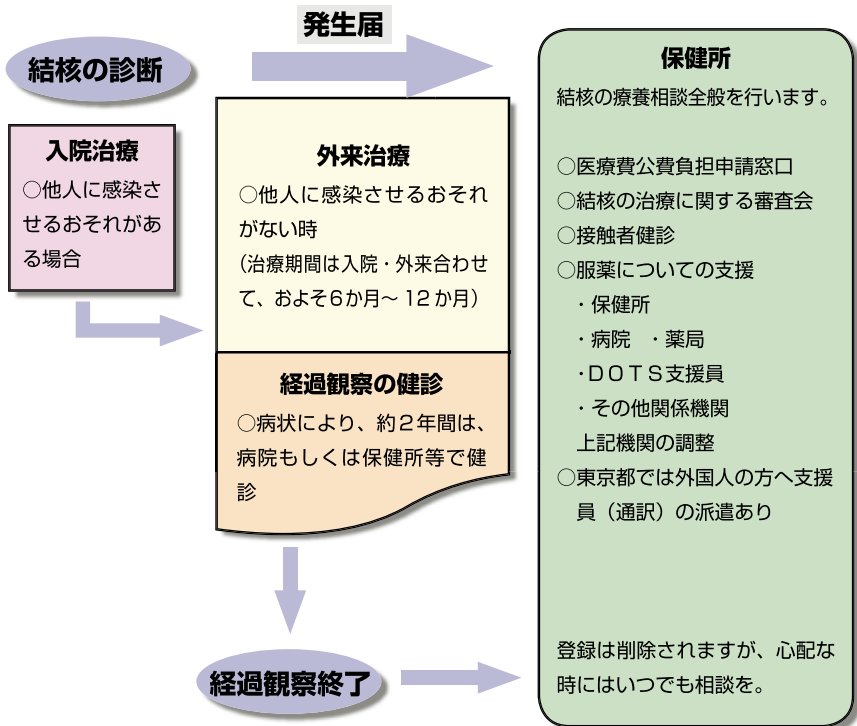
# 保健所に相談しましょう

## 1 結核治療の基本的な流れを説明します。

結核を診断した医師は、感染症法により直ちに保健所へ届出ることが定められています。

また、その届出により保健所に登録されます。

保健所は医師からの届出を受けて訪問や面接を行い、病気や治療、公費負担申請、接触者健診について患者さんや関係者へ説明します。



## 2 保健所はあなたの療養を支援します。

結核は、きちんと治療すれば治る病気です。しかし治療期間が長いことから、治療を中断しやすい病気でもあります。また、医療費や仕事等の面で、あなたやご家族だけでは解決が難しい問題が出てくることもあります。

保健所も病気の回復に向けてのお手伝いをいたします。

あなたの治療やご家族のことなど、心配なことがありましたら、いつでもご相談ください。





### 3 結核医療費には、公費負担の制度があります。

結核の治療が安心して受けられるように、結核医療費の一部を公費で負担する制度があります。

結核医療費の公費負担制度は、外国人の方も受けることができます。保健所が、公費負担制度の相談・申請窓口です。

#### 申請手順

①主治医に申請書の中の診断書部分を記入してもらう。



②胸部エックス線写真と申請書を併せて保健所へ提出する。



③保健所で治療内容を検討し、公費負担を承認する。



④保健所から患者票が発行される

(医療機関へ直接郵送する場合があります。)

※更新時も同様の手続をします(承認期間は、最長6か月)。

#### ●入院治療の場合

たんの中に菌がでており、人へ感染させるおそれがある場合は入院する必要があります。その場合は、保健所から入院勧告が出され、勧告されている間の結核治療に関する医療費(法律に定められているもの)については公費で全額負担されます。

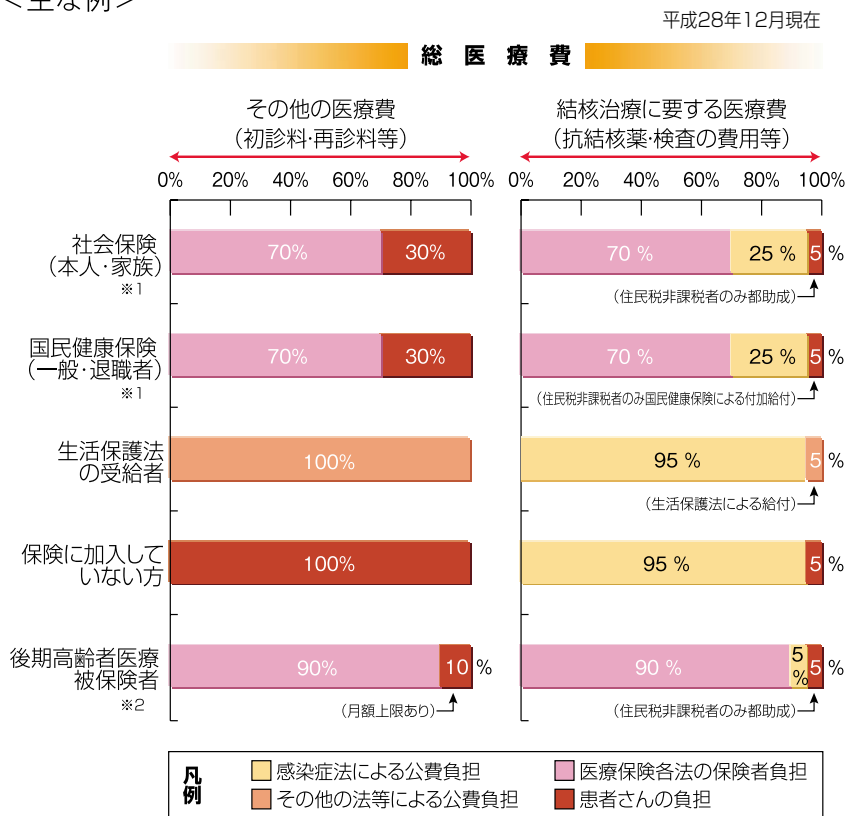
ただし、世帯の収入により一部自己負担となりますので、前年分の所得を証明できる書類を提出していただきます。

詳しいことは、保健所にお問い合わせください。

## ●通院治療の場合

通院治療の場合にかかる医療費は、加入している保険等により、主に次のようになります。

<主な例>



※1…社会保険・国民健康保険加入者については、年齢や加入保険の種類によって負担割合が変わることがあります。

※2…後期高齢者医療の被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、その他の医療費・結核治療に要する医療費共に保険者による負担割合が70%となります。

## 保健所一覧（平成 28 年 12 月現在）

### ●東京都保健所

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
西 多 摩	0428 - 22 - 6141	多 摩 府 中	042 - 362 - 2334
南 多 摩	042 - 371 - 7661	多 摩 小 平	042 - 450 - 3111
多 摩 立 川	042 - 524 - 5171	島 し よ	03 - 5320 - 4342

### ●市保健所

保健所名	電話番号	保健所名	電話番号
八 王 子 市	042 - 645 - 5162	町 田 市	042 - 722 - 7636

### ●23区保健所

区	保健所名	電話番号	区	保健所名	電話番号
千代田	千代田	03 - 5211 - 8173	渋 谷	渋谷区	03 - 3463 - 2416
中 央	中央区	03 - 3541 - 5930	中 野	中野区	03 - 3382 - 6577
港	みなと	03 - 6400 - 0081	杉 並	杉 並	03 - 3391 - 1025
新 宿	新宿区	03 - 5273 - 3859	豊 島	池 袋	03 - 3987 - 4182
文 京	文 京	03 - 5803 - 1834	北	北 区	03 - 3919 - 3102
台 東	台 東	03 - 3847 - 9476	荒 川	荒川区	03 - 3802 - 3111
墨 田	墨田区	03 - 5608 - 6191	板 橋	板橋区	03 - 3579 - 2321
江 東	江東区	03 - 3647 - 5879	練 馬	練馬区	03 - 5984 - 4671
品 川	品川区	03 - 5742 - 9153	足 立	足 立	03 - 3880 - 5747
目 黒	目黒区	03 - 5722 - 9896	葛 飾	葛飾区	03 - 3602 - 1238
大 田	大田区	03 - 5744 - 1263	江戸川	江戸川	03 - 5661 - 2475
世田谷	世田谷	03 - 5432 - 2441			

× ㄟ

メ 毛

# メ モ

## 療養の手引

平成 29 年 3 月発行

登録番号 (28) 357

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部感染症対策課

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

電話 03 (5320) 4483

印刷所 正和商事株式会社

東京都新宿区中落合1-6-8

電話 03 (3952) 2154



リサイクル適性<sup>®</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。